藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第686号

2014年(平成26年)11月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に 関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外 に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2014年(平成26年)10月27日付けで諮問(第686号)された生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。 以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に 提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

横浜地方検察庁検察官事務取扱副検事から,刑事訴訟法第507 条に基づき裁判執行のため,生活援護課で保有する生活保護受給者 情報の照会がなされた。刑事訴訟法第507条の規定は目的外のた めに提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当 せず,実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため,横浜 地方検察庁検察官事務取扱副検事に生活保護受給者情報を目的外に 提供することについて,藤沢市個人情報の保護に関する条例第12 条の規定に基づき,藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問する ものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて ア 目的外に提供する個人情報 氏名,ふりがな,生年月日,本籍,生活保護受給の有無(現在受 給無しであれば受給歴),居所,保護開始日(廃止日含む),保護 費支給日

- イ 目的外に提供する相手方 横浜地方検察庁検察官事務取扱副検事
- ウ 目的外提供の根拠規定 刑事訴訟法第507条
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
- (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は,刑事訴訟法第507条に基づくものである。

刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は,裁判の執行に関して必要があると認めるときは,公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており,官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが,その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし,本件照会は,正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官事務取扱副検事によって行われるものであり,受け取った情報について守秘義務が課せられている。また,裁判執行の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

なお,生活援護課では,当該裁判の裁判所,判決日及び事件番号を確認している。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について横浜地方検察庁検察官事務取扱副検事に問い合わせたところ、「照会対象者については、平成24年に実施された艦船侵入事件に係る裁判で罰金刑(10万円)の判決が下された者である。尚、現在行方不明である。生活保護受給の有無について確認していないが、当時本人は医療保険証を所持しておらず、生活保護を受給している可能性があると考え、所在先及び罰金を支払う能力があるか確認するため、本籍地周辺に照会書を送付している。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は,生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり,他の代替手段が想定し難いものである。

よって,本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果,本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし,本件に係る目的外提供は,裁判執行のために行うものであり,本人通知をした場合には当該裁判執行の遂行に支障が生じること

を裁判執行機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

- (4) 提出書類
 - ア 裁判執行関係事項照会書(甲)
 - イ 回答書
 - ウ 個人情報取扱事務届出書
- 3 審議会の判断理由

当審議会は,次に述べる理由により,審議会の結論(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は,正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官事務取扱副検事によって行われるものであり,本件照会の具体的必要性については,「照会対象者については,平成24年に実施された艦船侵入事件に係る裁判で罰金刑(10万円)の判決が下された者である。尚,現在行方不明である。生活保護受給の有無について確認していないが,当時本人は医療保険証を所持しておらず,生活保護を受給している可能性があると考え,所在先及び罰金を支払う能力があるか確認するため,本籍地周辺に照会書を送付している。」とのことであった。

また,実施機関では,当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報で,本件事案の裁判執行に必要であることを確認しており,他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

なお,実施機関では,当該裁判の裁判所,判決日及び事件番号を確認している。

以上のことから判断すると,目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし,実施機関では,本件の目的外提供は,裁判執行のために行うものであり,本人通知をした場合には裁判執行の遂行に支障が生じることを裁判執行機関に確認している。

以上のことから判断すると,目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。